

別紙4. データ移行仕様書

1. 共通事項

(1) 移行データ形式

既存システムから提供される移行データは、以下の形式とする。

- ・ 文字コード : UNICODE UTF-8
文字フォント : FUJ 明朝体
- ・ 業務コード体系は、再構築時に既存システム業者から提示する。

(2) 提供回数及び時期

回数・時期については、協議のうえ決定する。

(3) 提供するデータの内容については、以下のとおりとします。

- ・ 受託者は提供されるデータから、システム構築に必要な項目を抽出し移行すること。
- ・ データ移行のレイアウトおよび項目については、松山市、既存システム業者、受託者と協議の上決定することとする。
- ・ 移行不可能な項目及び移行先に必須であるが移行元で管理していない項目等がある場合については、松山市と協議の上で移行作業を進めること。
- ・ 現行システムのデータ移行については全データを移行すること